



申9号

「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する 申し入れ 第2回団体交渉(9月17日)

組合の主な主張	会社の主な主張
□経営協議会の地方機関における組合員数の算出について	
組合員数の算出方法は、何に基づいて算出するのか。	会社の 24 控除のデータに基づいて算出していく。
出向者やエルダークの組合員の算出基準はなにか。	出向社員やエルダーク社員も、24 控除のデータに基づく。
□第60条(使用許可の解除及び取消)1項について、現行条文に追記する必要があることから現行条文どおりとすること。	
これまで記載がなかった「業務上支障すると判断した場合」を明記した理由は何か。	この間、実績はあったが明文化していないために、今回明文化したい。
「事業の用に供する」とは、具体的に何か。	会社の事業において <u>収益を生み出すものに適用する</u> 。 例とすれば生活サービス事業の販売などである。
「業務上支障すると判断した場合」とは、具体的に何か。	<u>収益を生み出すものではなく、社員の業務として必要な場合である</u> 。例とすれば休養室の拡大、間内改良、設備のスリム化など、限定列挙できるものではない。
耐震について、会社は「業務上支障すると判断した場合」と「協約第 60 条 2 項 5 号」にも当てはまると回答していることから、5 号で読み込めば何ら問題はないのではないのか。	会社としては明確になった方が良い。「業務上支障すると判断した場合」の方が理解をより得られる。したがって、今回条文に追記したい。
<u>労働組合活動として支部は大事な拠点である。憲法で定められている団結権を保証する拠点である。会社の都合で使用するから移動してほしいということで、便宜供与を解除・取消する場合は、しっかりと代替地、代替施設を用意していただきたい。</u>	今回明記することにより、 <u>いたずらに使用許可を解除するものではない</u> 。物理的に困難な場所もあるのでケースバイケースであるが、 <u>代替場所を確保することを念頭におく</u> 。権利濫用になることは、会社は行わない。支障移転も含めて解除する場合は、 <u>代替場所を検討する</u> 。
この条文を明記することで <u>会社裁量が大きくなるのではないのか</u> 。そのことによって、 <u>今後これまでの活動が出来なくなり、規制や制限になるのではないかと危惧している</u> 。	<u>そのような趣旨の変更ではない</u> 。
<u>仮に解除や取消を行う際は、協議が必要である。取消される側の納得感や理解を十分得られるように協議を行うべきだ</u> 。	<u>十分協議を行って、理解を得られるように説明する</u> 。
代替地、代替箇所の確保も前提に置きながら、運用するのは変わらないのか。 <u>第 60 条 2 項 1 号～5 号が適用され、使用許可の解除・取消がされた場合において代替場所を検討することで良いか。</u>	これまで、 <u>代替地の確保は前提にあって様々な議論してきた。そこは今後も変わらない。一方的に解除及び取消ではなく、代替地も検討する</u> 。しかしケースバイケースで物理的に困難な場合が生じる可能性はある。そもそも組合活動に支障がないように、現に使用している組合事務所を解除及び取消するのは、 <u>会社として慎重に検討することは変わらない</u> 。
<u>いわゆる運用面で解除及び取消の間口が広がるのではないかと懸念する。それが目的として定めているものではないし、現実そのようなことが発生するという認識ではないということが良いか。</u>	そうだ。 注目!

全項目終了！JR東労組は、早期の合意形成を図るため、引き続き鋭意議論していきます！